

平成29年3月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成29年3月4日(土)
- 2 場 所 南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午前9時30分
- 4 終了時間 午前11時
- 5 出席者  
小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長  
その他の出席者  
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員  
赤松委員、中原委員
- 7 開会  
○小西委員長  
ただいまより、3月定例教育委員会を開催します。
- 8 会議録署名委員の指名  
○小西委員長  
本日の会議録の署名委員に都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員にお願いします。
- 9 議 事  
○小西委員長  
報告第123号を学校教育課長よりご説明お願いいたします。  
○学校教育課長  
報告第123号 都城市学校におけるフッ化物洗口のあり方検討会の答申についてでございます。  
平成29年2月27日、都城市学校におけるフッ化物洗口のあり方検討会より別紙のとおり答申があったのでご報告いたします。  
では、めくっていただきまして、都城市立学校におけるフッ化物洗口のあり方についての答申。  
はじめに、近年、日本は全国的に公衆衛生の向上や医療情報の普及などにより、児童生徒の口腔衛生は改善の一途をたどっている。しかしその中にも、宮崎県は12歳児一人平均むし歯数、むし歯保有率がワースト10に入っている。また、本市は12歳児一人平均むし歯数とむし歯保有率が宮崎県内でワースト5位になっている。これまでも本市では、各学校をとおして、児童生徒やその保護者に対して予防の重要性について十分な提供情報や指導を行ってきた。また、学校歯科医の協力を受け、歯科相談や講演会なども開催している。加えて、都城歯科医師会は市の補助事業として、希望する小・中学校を訪問し、口腔衛生指導を別途実施している。このような取組を継続しているにも関わらず、状況は好転していない。  
このようなことから、近年、学校現場での導入について議論が多数出ているフッ化物洗口について、本市での在り方について検討を進めてきた。本答申では、小・中学校におけるフッ化物洗口において、まず、先に実施の責任を明らかにした。また、児童生徒の命を預かる場であ

る学校において実施するとした場合の最低限の取り決めについても示している。本検討会としては、今後、市が本答申で示した方向性を踏まえ、都城歯科医師会をはじめ、関係機関との協力のもと、十分な検証・検討を行うと同時に、学校における実施を図ることを望む。将来は本市の児童生徒が限りなくむし歯ゼロになり、より学校生活が充実したものになることを期待する。

ということでございました。答申の内容についても読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

#### 1 実施の責任について

学校におけるフッ化物洗口事業実施の責任は、学校の設置者である市が負うものであることを、教職員や保護者への説明会で明確に示し、実施されることが求められる。

#### 2 実施校の決定方法と選定基準

平成29年度からモデル校を選定して実施し、その実施の中で、本市の小・中学校で取り組む上での工夫や改善点について検証・検討を重ねながら、全市的な実施を目指すことが求められる。

モデル校の選定は、客観的に指標を基に行われることが望まれる。むし歯有病率・治療率等の歯科保健統計や地域歯科医療の状況、フッ化物洗口の継続性等を踏まえて、教育委員会が行うべきである。

#### 3 同意形成の方法と同意が得られたと判断する基準

学校での実施を進めるに当たっては、まずは学校の理解と協力が不可欠である。学校という教育現場で実施することについての十分な説明だけでなく、歯科医療・保健や薬事法等の専門的な情報を含めた内容の説明会を開催する必要がある。説明会の実施は、教育委員会が行い、そこに、歯科医師会、薬剤師会等の専門機関も同席し、学校の疑問や不安に対応する必要がある。

学校への説明会の後、保護者に対しての説明会を開催する必要がある。その説明会は、できる限り保護者が出席しやすい日程を確保するため、教育委員会・学校・歯科医師会・薬剤師会等が協力して期日を設定することが求められる。

保護者が同意した児童生徒のみ実施すべきである。実施する児童生徒が少数派である場合の実施は、学校という公共の場で行う事業としては望ましくない。そのため、当該学校に導入するか否かの判断は、実施予定の児童生徒の保護者のうち、自身の子どもへの実施に同意する保護者の割合が7割を超えた場合が望ましい。

#### 4 実施しない児童・生徒への配慮

本事業において、保護者が同意しなかった児童生徒については、当該児童生徒が、そのことで差別等の対象にならないよう学校が責任を持って十分な配慮をする必要がある。

#### 5 薬品や備品、消耗品の購入方法

本事業は、市が児童生徒に対して行う歯科保健事業である。実施に関する消耗品や備品等の経費は、全額市が負担することを基本とし、保護者への負担は求めない。

消耗品等の購入は、開始時は市が取りまとめて発注を行い、各学校が独自に発注が可能となるように検討する。

#### 6 適切な運営方法について

本事業については、校長が教職員に対して職務命令を出して従事することがないよう留意されたい。特に、検討が必要とされる部分は、フッ化物洗口剤の保管場所やフッ化物洗口剤の希

釈の実施者についてである。児童生徒の命を預かる場へ、教育課程に規定されていない薬剤を持ち込むことについては、実施予定の学校とその学校歯科医・学校薬剤師の三者が協議を行い、学校の実情に応じた方法をとることが必要である。

教職員の異動等があっても、遅滞なく継続実施ができるよう具体的な方針・方法についてのマニュアル・Q&A等は、教育委員会が関係機関の意見を取り入れ、作成する必要がある。本事業は、責任や負担が一部の教職員や特定の教職員にかかることがないように、準備の段階から必ず複数人で行い、学校全体で取り組む必要がある。

上記の他、学校におけるフッ化物洗口の在り方について、検討すべき事項については、市・学校・都城歯科医師会・都城市北諸県郡薬剤師会の四者で協議して進める必要がある。

次のページは、本答申を行っていただきました委員の方々の名簿がついています。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、内容について、まず、お尋ねがありましたらお願いします。

○赤松委員

事前にお送りいただいたので読ませてもらいました。幾つかお尋ねしたいことがあります。まず、答申ということについてです。答申ということは、教育長に宛ててこういう答申にしますという段階ですね。最終的に都城市教育委員会としてどうするという判断はまだ出てきていないと考えてよいのでしょうか。今の段階の状態がどういうものなのかというのをご説明をいただければありがたいと思います。

○学校教育課長

この答申が出た時点で、教育長、それから市長との協議を行ってまいりました。その結果、この方向性でいいのではないかとお答えをいただいているところでございます。ですので、これをもとにしながら、今度はフッ化物洗口のあり方ではなく、どういうふうに具体的にやればいいのかというようなことも含めて、また作成をしていかなければならないと思っております。

○赤松委員

であれば、答申があったので、ご報告します。私も教育委員に答申がありましたというご報告をいただいていると考えてよいのですね。これから先の話は今からということになるのですね。

○学校教育課長

今からです。

実を申し上げますと、全く予算をとっておりません。これにつきましては新規事業になっておりません。ですので、もし来年度やるということになれば、補正予算を組んでやらなければならなくなる。それから、説明会の実施も先にやらないといけないということなので、まだまだこれからやるのが沢山あると思っております。

○赤松委員

まず基本的なことはわかりました。

それでは、読ませていただいて疑問に思ったことをお尋ねしたいと思います。

県内の他市町村でフッ化洗口を導入している状況はあるのではないかと思っています。それが現在、どういう状況なのかというのをまずお聞かせいただけたらと思います。

○学校教育課長

他市で実施しているところにおきましては、最も大きい市は宮崎市でございます。宮崎市は今年度ですべての学校がフッ化物洗口の対象校となり、実施している状況でございます。昨年まではあと3校が残っておりました。今年その3校もすべて実施しているところでございます。

○赤松委員

26市町村ある中で宮崎市以外にはどういう状況なのですか。

○学校教育課長

今実施しているところにつきましては、手元にその資料がありませんので、また後日しっかりした数字を申し上げたいと思いますけれども。

○赤松委員

現在、思いつくものだけでもよろしいです。

○学校教育課長

日南市がやっております。それから、市町村においては、幼児を含めるとかなりの数になるのですが、新富町あたりは、幼児はすべてやっていらっしゃる。小・中学校はやっていません。そういう状況でございます。全体のパーセントでいきますと30%ぐらいだったと記憶しております。

○赤松委員

26市町村のうちの約三割がこの取組を教育委員会として、具体的に行っている「ということですのでいいですね。

○教育長

補足しますと、西都市はやっています。延岡市も洗口実施をする学校を決めて、始めるということになっております。西諸はやっていません。都城市が最初だと思います。宮崎市、綾町、日向はどうでしたか。

○学校教育課長

日向は、門川町がやっていると思います。

○教育長

日向市はやっていませんか。

○学校教育課長

日向市はまだ聞いていないです。

○教育長

延岡市はやり始めるということを知っております。西都市はやっています。

○赤松委員

県内で一番大きな宮崎市が既に取り組んでおられるということですが、宮崎市の導入に伴い、あるいは実施に伴って、どういう状況になったのか。問題とかそういったものはなかったのか。その辺は当然お調べになっているだろうと思いますが、その辺、少し状況を教えてください。

○学校教育課長

フッ化物洗口において重大な事案、例えば、誤飲をして具合が悪くなったとかというようなことはまだ1件も報告はないそうでございます。ただし、誤飲はあったそうです。その時には、カルシウムを飲んで中和するというようなことをやったそうです。ですが、カルシウムを摂る時に、牛乳がいいのですけれども、牛乳を飲めないお子さんもいらっしゃる。各学校にはカルシウム剤というのが用意してあるそうです。それを飲んだという子が、年に1、2件はあ

るそうですが、その後何ともなかったということでございました。

また、赤松委員が言われるように、色々教職員等の業務の関係でということがあったと聞いておりますが、今実施している学校の教頭先生を在り方検討委員会にお呼びしまして、お話を聞いたところ、今は割りとスムーズに、四年目でございますのでスムーズにいつているということでございます。

ただ、先ほどもうしました3校の学校が実施されていないということを申し上げましたが、この3校は、先ほど宮崎市を参考にさせていただきながら答申もできていると伺っております。同意者が7割を超えなかったのが3校あって、そこはやっていなかったということです。昨年、7割を超えたそうですので、実施するという事になったそうです。

○赤松委員

わかりました。そうすると、宮崎市の実施は円滑にいつているとのご説明になると思いますが、実際にパーセンテージとしては、全員はしていないだろうと思いますが、どういう把握をしておられるのですか。

○学校教育課長

フッ化物洗口につきましては、病院でも今、歯科医でもやっています。フッ化物を塗るといいますので、そちらのほうでうちはやりたいというご家庭もあり、自分の家庭でもやりたいという家庭もありで、そういうところは二重に摂取すると、濃度が濃くなってしまいますので、それは実施しないという選択をされているようです。

また、この薬物に対しての不安がある方についても実施を見送っていらっしゃるということで伺っております。

○赤松委員

わかりました。

特に大きな問題になったり、生命の危機とか、そういうことは起きていないと理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

はい。

○小西委員長

3番目の同意形成の方法というところの内容なのですが、具体的には7割の方が賛成されたら実施するのだけれども、反対の方の3割は自由に受けないでいいという内容だと、ここは理解してもよろしいのでしょうか。そういう子どもへの差別がないようにという内容と受けとめてよろしいのでしょうか。

○学校教育課長

はい。

○小西委員長

それから、私の記憶では随分前にお隣の三股町がフッ素のことで色々、あちらからPTAにやってきた記憶があるのです。もう数十年前だと思うのですが、そういう先進的な歯医者さんがおられたのではないかと推測するのですが、その後、三股町では行われていないということなのかと、ふと疑問に思ったのですけれども。

○学校教育課長

三股町の話はあまり伝え聞いていないので。

○小西委員長

その時、三股町でも実施されていてこちらもと流れてきたのかなと、保護者は受け取っていたような気がするのです。正確な年数は覚えていないのですけれども。だからそれがもし行われていなかったとしたら、何か問題があったのかなと考えていたのですけれども。

○学校教育課長

そちらのほうはリサーチできておりません。

○小西委員長

そうしますと、答申でここに挙げられている内容については、何かお考えがあるのですか。

○赤松委員

適切な運営方法についての冒頭の2行は、どんな意味なのですか。誰か担当を決める時には、当然、保健師さんなりにお問い合わせするとか、そんな話になりますよね。どんな意味なのでしょう。

○学校教育課長

ここにつきましては、実は、宮崎市議会でも一回吹き上がってしまった内容でございます。といいますのは、市議会で質問をされております。これは職務命令を出せるのかということでございます。このことについての議論の中で、これは職務命令は出せないという結論を宮崎市議会では答弁をされているようでございます。その質問に立たれた方が社民党の方でございまして、都城市も社民党の同じ党派の方がいらっしゃいまして、今、実際に幾つか質問を内々でされているところでございます。

そういう中で、この職務命令は出せないという1項目は、必ず将来上がってくるものだと、こちらの方で考えておりまして、ぜひとも答申に入れていただけないでしょうかとお願いをしたところでございました。

○赤松委員

学校の中で誰かが担当しなければならない仕事ですよ。実施するとなったら。その時に、誰々さんお願いしますといたらこれは職務命令ですよ。校長が一言誰々さんお願いしますと言ったら、文書ではなくても、それが職務命令になりますよね。そのようにしたらいけないというの、ちょっと現場的には理解できないなと思いますが、どうなのでしょう。

○学校教育課長

ここは、委員の中にも校長先生方も複数いらっしゃいまして、その校長先生方からも出たのですが、校長先生方の見解も職務命令をしてもらいたくないということでもございました。ということはどういうことになりますかということ、お伺いしたのですけれども、先生方が朝よくボランティア活動に出ていらっしゃいます。命令されたわけではないのですけれども、職務でもないと同っておりますが、しかしながらそのようにしてお願いをするという立場でちゃんと線を引いてください。お願いにしか過ぎない。職務命令として実施するということについてはご抵抗があったようでございます。

○赤松委員

よくわかりませんね、意味が。こんなに大事なことを実施する時に、そのことを校長が自分の手でやる。もちろんそれでも構わないのだけれども、誰か教職員が実施する場合に任意に担当が引き受けてやっていますよ、ボランティアですよという形になるのですか。

○学校教育課長

はい。ただし、その場に管理職は必ずいていただきたいとお願いをしているところです。

結局、職務命令になりますと、拒否をすることが職員としては不可能になってくるというこ

とです。拒否をしたい職員はいるとおっしゃっているわけです。ですから、その人たちには無理強いをさせないということの中で、職務命令ということについて言及されているようです。

○教育長

この事業の難しいところは、一つは、希釈を誰がやるかという問題がございますので、宮崎市の場合は、学校で希釈をしているのです。

○学校教育課長

各学年で校長室に集まってやっつけていらっしゃいます。

○教育長

先日我々が訪問しました豊後高田市もやり始めているのですが、これは希釈した液を持ってくるとおっしゃっていました。つまり薬剤師会かどこかが希釈をして、そのものを持ってきて、余ったものは全部持って帰るという形です。ただ単にうがいをさせるということだけを学校でやっているということになります。

この内容は、うがいをさせる前に希釈液のつくり方をどうするかという問題もはらんでいるのです。うがいをさせるというのはしたい子だけしなさいという形でやっている。ただ、誤飲しちゃうと困るので、そこには責任が伴います。

○小西委員長

最後の検討すべき事項については、協議して進めると書いてありますけれども、今のようなご意見とか、専門の薬剤師会か何かで希釈したものを、確認されたものを使用するという方法とか、そういったものも今後ここに入れていただく可能性はあるわけですね。

○学校教育課長

実を申しますと、例えば、中山間地域にいきますと、歯科医もいませんし、薬剤師もいない状況でございます。そこに薬剤師会作ってくださいというのはできないかなど。ただし、妻ヶ丘中学校あたりの800人規模の学校等につきましては、学校だけで作るのかと逆に考えられることができます。ですので、学校の状況を踏まえた上で協議をしていきながら、よりよい方法を探さないといけないと思っております。

○教育部長

在り方検討会をされて、これで終わりではなくて、これからなので、その在り方検討会の本メンバーと4者協議でどう進めるのか。具体的な進め方、当然、保護者への説明会、学校への教育の求め方なども含めて、それぞれで責任を持って協議しながら進めていっていただかないと、本当に難しいだろうと思います。そういったところで、協議態勢をとってもらおう。だから、在り方検討会の名前を変えて、企画会議といった形でみんなで提案したいと思っておりますから、歯科医師会も協力いただかないと、薬剤師会とも協力いただかないと、学校、教育委員会だけでどうこうというのは難しいことがあると思うのです。そういう協議組織をきちんともって、その中で進めながらやっていくということになるのかと思います。

○小西委員長

ここの下の二行目にある市、学校、歯科医師会、薬剤師会の市というのは教育委員会のことなのですね。

○教育部長

だから、市長部局でやるということは考えられないと思います。ただ、最終責任者は市ということで、検討委員会は市が責任を負うということと書いてあるので、教育委員会だけでなく市として、責任を負わないといけないと思います。

○教育長

市が責任を持つ形にしてありますので、市が責任をとるという考え方ですよ。

○学校教育課長

はい。

○教育長

先ほどちょっと赤松委員がおっしゃって、私もよくわからないのだけど、職務命令を出して従事することがないといった場合、課長はボランティアと言われたけれども、その場合は、校長がやるということになるのですか。

○赤松委員

学校内で行うことは最終的な責任はすべて校長にありますから、校長の仕事を職員がやっていることになります。これを、職務命令を出してやれないような、そんな軽いものとして扱うべきではないように思えてならないものですから、お尋ねしているのです。どれだけ薄めるとか、そういうものを間違いないようにするために、きちんとマニュアルみたいなものを作って、間違えなく実施していくようにするのだらうと思います。ですから、そんな大事なことはきちんと保健主事なり、養護教諭なり、あなたの仕事としてやってねと、校長が頼むのが当たり前のように思います。それを、こういう文言が書いてあったら、校長は頼みにくいのではないかと思うのですが。

○学校教育課長

教育課程上にのっかっていないというのが、宮崎市で最初に行った時の組合組織の申し立てでございました。ですので、そこはどうしてもくずせなかったようです。

○赤松委員

そんな大事なことを学校でするわけです。間違えると生命に危険が及ぶかもしれないような、そんな大事なことを学校で行うのに、責任がきちんとある校長が最終的には責任を持つわけですけど、それを「あなた頼むね、間違いないようにやってくださいね。」と、「わかりましたやりましょう。」ということができない仕事にしてしまうということが理解できません。

○教育長

ここは留意されたいという要望としての答申だと受けとめて、これをどうするかという話になると思うのですけど。

○赤松委員

このことについて、事前に資料を送っていただいて、前もって読んでいた時、とても気になったことですからお尋ねしたところでした。

○学校教育課長

ありがとうございます。検討してまいります。

○小西委員長

今日拝見いたしました中で、ご意見はほかにありませんでしょうか。

ありましたら全部。

それでは、今のご意見をよろしく願いいたします。

○教育長

議会的には毎回追求される可能性はありますので。

○教育部長

今回の議会も質問をされます。市長がお答えになります。まだ具体的なものはお答えできな



いのですが。まだ検討中ということです。

幼稚園のことを。学校では実施する予定はどうかということ。

○小西委員長

それでは、報告第123号をご説明いたしましたが、ご検討をお願いするということによろしいでしょうか。

それでは、報告いただいたということを承認させていただきます。

○小西委員長

続きまして、議案第75号「市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員の人事の内申について」に入りますが、この議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、非公開とすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

全員異議なしということですので、本議案については非公開とします。

(教育総務課長他事務局書記退席)

※学校教育課長より説明

(審議終了後)

非公開を解きます。

(教育総務課長他事務局書記着席)

## 10 その他

○4月定例教育委員会日程について

日時 平成29年4月5日(水) 14時0分から

会場 南別館3階委員会室

以上で、3月定例教育委員会を終了します。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

委員長